

## 【任意継続被保険者の方】『資格情報のお知らせ』の送付について

マイナンバー法等の改正により、令和6年12月2日から現行の被保険者証(以下、保険証)の新規交付が廃止され、医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、本人が利用登録を行ったマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」)で行う仕組みとなります。(お手元にある健康保険証については、経過措置として令和7年12月1日までお使いいただけます)

この改正に伴い、当健保組合では任意継続被保険者の皆様に対し、**10月1日以降、別便にて『資格確認情報のお知らせ』をお送りさせていただくこととしております。**

この『資格確認情報のお知らせ』は、厚労省の通達等に基づき、現在国のシステムに登録されている皆様の資格情報(個人番号の下4桁を含む)をご自身で確認いただくことで、今後安心して「マイナ保険証」を取得・利用していただくことを目的としてお送りするものです。

お手もとに届きました際には必ずご開封、内容をご確認の上、大切に保管していただきますようお願いします。

なお、この『資格情報のお知らせ』では、医療機関等を受診することはできませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。

➡ 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください